

## ○よくある質問

### 【申請時の相談】

Q：申請はどのようにするのですか。

A：熊本県公害審査会で様式を作っていますので、申請をされる場合には、県環境保全課にご連絡ください。申請書を郵送することもできますが、記入方法や手数料など注意事項もありますので、県環境保全課においでいただければわかりやすくご説明します。

Q：手数料はどれくらいかかるのですか。また、支払いはどうすればいいのですか。

A：手数料の金額は、調停または仲裁を求める事項の内容によって異なります。

- ・ 損害賠償を求める場合は、その請求額に応じて手数料の金額を算出します。
- ・ 損害賠償を求めず、騒音や悪臭の差し止め請求等の場合は、求める事項の価格を500万円とみなし、手数料の金額を算出します。

また、要件を満たす方に対しては減免等の措置もありますので、県環境保全課にご相談ください。

手数料は熊本県が発行する「熊本県収入印紙」を申請書に貼付して納入してください。

(注：「熊本県収入印紙」は熊本県庁地下1階売店で販売しています。)

Q：手数料以外に費用はかかりますか。

A：調停等の手続に係る費用は、各当事者の負担になりますが、費用の額は事案により異なります。

なお、次の費用は県が負担します。

- ・ 調停委員や職員の出張に関する費用。
- ・ 呼出、送達に係る費用。
- ・ 調停委員会が提出を求めた文書または物件の提出に係る費用。